

2019年度における当社の取り組み内容について ～「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)～



当社は、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たせるよう、2014年8月29日に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しており、投資先企業の持続的な成長および社会全体の発展に資するよう日々取り組んでおります。(取り組み方針については、別に掲げている『「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)に係る当社の取り組みについて』をご参照ください。)

2019年度(2019年4月～2020年3月)におけるスチュワードシップ活動の取り組み内容について、当社としての評価を実施いたしましたので、以下のとおりご報告させていただきます。

◇「議決権行使に関する規程」の改訂を実施◇

当社における議決権行使の実効性を高めるため、「議決権行使に関する規程」の改訂を実施しました。具体的には、2019年3月に国内不動産投資信託(J-REIT)を主要な投資対象とするマザーファンドを当社が新規設定したことを受けて、2019年5月に国内不動産投資信託(J-REIT)における議案種別毎のガイドラインを新たに作成し、「議決権行使に関する規程」に反映させ、当社HP上でも開示をいたしました。

当社は、スチュワードシップ責任を果たすための重要なプロセスのひとつとして、議決権行使による明確な意思表示を掲げております。当社として、従来投資していなかった資産を主要な投資対象とするファンドを新規設定するにあたり、責任ある機関投資家として適切な対応を行うことができたことと評価しています。

◇議決権行使事務フローの見直しを実施◇

当社における議決権行使の事務フローについて、効率性の観点から見直しを実施しました。従来は、電子メールによる信託銀行への指図によって投資先企業の議決権行使を実施していましたが、議決権電子行使プラットフォームを新たに導入し、同プラットフォームに参加している投資先企業については、同プラットフォームを通じて議決権行使を当社が直接実施するよういたしました。

この事務フロー見直しにより、特に議決権行使結果の集計作業において、従来よりも大幅な省力化を実現することができました。当社は、2017年7-9月期から、議決権行使結果を個別の投資先企業および議案ごとに公表しておりますが、今後も充実した情報開示・報告を継続していくためにも、適切な見直しを実施することができたと評価しています。

◇「目的を持った対話」の実施◇

当社では、ファンドマネージャーが中心となって、投資先企業と直接コンタクトをとっております。2019年10月には、企業取材の経験が豊富なファンドマネージャーを1名増員しました。投資先企業のビジネスモデルや技術力にも理解を深めていくように心がけており、コンタクトをとった投資先企業とは、目先の懸念材料にとらわれず、中長期的な企業価値向上につながるビジョンの共有を目指しております。

増員により、当社が目指す「目的を持った対話」を安定的に継続するための体制強化が図られるだけでなく、投資先企業の持続的な成長、および地域を含む社会全体の発展に繋がるものと評価しています。

◇最後に◇

昨今、国内外を問わず、ESGをはじめとするサステナビリティの課題に対する関心が急速に高まっています。日本版スチュワードシップ・コードの再改訂にもそれは反映されており、運用機関が企業と建設的な対話を実施するにあたっては、サステナビリティを考慮すべきである旨が明記されるようになりました。スチュワードシップ・コードの本来の目的は中長期的な企業価値の向上にあります。今後はその目的に結び付くようなサステナビリティへの意識が高まることで、従来よりも環境や社会等に前向きな影響がもたらされることが期待されています。

当社は、スチュワードシップ活動の水準を高める努力を継続します。引き続き、「責任ある機関投資家」の一員として、お客さまの将来を見据えた投資活動をサポートしていきたいと考えております。